

昭和49年6月25日

No.155

'74 6

広報

わ

わたらい

発行・度会町役場／編集・総務課／印刷・文化印刷有限会社



## 川の命をみんなで守ろう

世界の文化は河川のあるところで発祥して栄えてきました。わたくしたちの町も、宮川一之瀬川などを中心として、生活、文化がはぐくまれてきたことでしょう。

イカダがいくつもいくつもくだり、うかい舟が米、まき、炭などを乗せてくだったことだった。

当時は、これらの川が交通の要路として大きな役割をはたしていました。水量は多くよく澄んだ清らかな流れの中に、魚が勢いよく泳いでいるのがよく見られ、その数も多かつたものだ。近年は、この宮川、一之瀬川も当時と比較して、大きな変化を見せている。交通の要路としての

性格がなくなり、水資源、砂利資源の利用が積極的になされ、水量の減少や水位の降下につながっております。このなかにあって魚は減少して行くことでしょう。

魚の住みやすい川とするためこれらの資源利用や、排水とゴミなどで川を汚さないようにいたしましょう。

町の人口・男 4,194・女 4,374・計 8,568 世帯数 1,886 (6月1日現在)

おもな内容

- ◇ 県警察20周年を迎えて ..... P 2
- ◇ 国保コーナー ..... P 3
- ◇ ペンリレー ..... P 5
- ◇ お知らせ版 ..... P 6

# 県警察二十周年を迎えて

三重県警察本部長 松井三郎  
伊勢警察署長 吉田國員

一掃を図りますとともに、皆様方の平穏を乱す小暴力も徹底的に撲滅し、皆様方のご要望におこたえいたし

寄稿

水として難があります。このため村の方々はおい／＼難渋におよんでいます。

内訳、五千五百二十二人は日雇で九十四石四升四合（二百三十俵二斗四升四合）ただ

（西暦一八四九年）に再度破損して人夫合計一千三百五十二人を勤め、度会町内では、一人

（五十俵）になつていて、

その後二十年経つ明治二年五月に過去の改修に要した

決算をしておりますが、残り

があつたのか、「大差出」として色々の方面にわたり、賦課金をかけており、精算に長

い年月をかけて苦心のあとが見受けられます。

戦前、度会町内では、一人の男の日当は大体米三升とし

たものだったが、現在米一升二百五十円として、土方労働

賃金四千円で割ると、一日で米が一斗六升買えることにな

る。

経済の進歩を比較する時、

当時の農民が如何に苦しんだかがしのばれます。

今年は、昭和二十九年七月一日に警察法が改正され、新制度として「三重県警察」が発足いたしましてから、二十一年になります。

この間、県警察に寄せられました県民の皆様方の温かいご支援ご協力に対しまして、心からあつくお礼を申しあげます。

◇ 交通事故の防止につきましては、とくに悲惨な交通事故死をなくすことを最重

点とし、皆様方のご理解、ご協力のもとに総合的な交通規制を実施して、交通環境の整備を図りますとともに、交通指導取締り、交通安全教育に力を注ぎまして

死者の減少に努力いたしました。されど、きびしく取締つてま

ります。

の皆様方のご要望にこたえ、その平穏な生活をお守りするため、次のものを重点に実施するため努力いたす所在であります。

◇ 皆様方の健康を害する公害事犯の取締りにも力を注ぎます。

また市民生活上の病害でもあります悪質な知能犯罪なども、きびしく取締つてま

ります。

このようにして、皆様方の生活に密着した案についても、たとえ小さなものであっても、未然防止に努めますとともに、いつたん事案が発生したときは、県警察

に必要なものについて申し上げたところ、同帳書の甚右工作員、資材、工法等の見積りを庄屋代理から申しています。これによると延人員で一万七千余人、銀貨三百四十五万

年）牧戸地内の的谷に新池を作りますため、多数の人々を動員し、幾多の資材や経費（米や銀貨）が必要でした。

この普請をするについて、一千三百八十三人は人足で被害品が早くお手もとへもどるよう努力いたします。

願い出られた品も有り、本工事を計画どおり取り計らうに

ついてお達し申し上げます。

(16. 155号)

6月号

広報 わたらい

國体記念  
県民音頭

「はげまし音頭」を  
おぼえよう

県では、昭和50年の第30回国民体育大会開催を記念して、県民がいつでも、どこでも気軽にうたい、踊れる「県民音頭」「はげまし音頭」を制作しました。

これは、みんなでこの歌りをおぼえ、心を一つに氣運を高めようというものです。

制作はクラウンレコード（株）作詩・星野哲郎、作曲・米山正夫、唄は水前寺清子で、内容は美しい三重の風土を新します。

みなさんも、グループや団体活動を通しておぼえましょう。レコードは婦人会、教育委員会などに準備されています。

今や、社会の各方面における急激な変化とともに、年々犯罪は凶悪化し粗暴化の傾向にあり、また大規模な災害も発生しております。一方交通事故の多発に加えて、石油問題の影響など治安面には、相当きびしいものがあると思

います。

このような情勢に対処して私ども警察職員は、真に県民

とし、歌りをおぼえ、心を一つに氣運を高めようというものです。

制作はクラウンレコード（株）作詩・星野哲郎、作曲・米山正夫、唄は水前寺清子で、内容は美しい三重の風土を新します。

この歌は、みんなでこの歌りをおぼえ、心を一つに氣運を高めようというものです。

制作はクラウンレコード（株）作詩・星野哲郎、作曲・米山正夫、唄は水前寺清子で、内容は美しい三重の風土を新します。

右の者は、田丸領牧戸村の馬頭（的）谷に新池を作るにあたり、西の方の権を切り抜けるため、堤防が破損するため、用

がたびたび破損するため、用

がたびたび破損するため、用

がたびたび破損するため、用

がたびたび破損するため、用

がたびたび破損するため、用

がたびたび破損するため、用

がたびたび破損するため、用

本文はご入用米のこと、先

づけ紙（証可証）

佐藤十右衛門

御印

右の者と甚右衛門の両人が責

任をもつて、ご普請をやるは

ります。

右の者と甚右衛門の両人が責

任をもつて、ご普請をやるは

ります。

右の者と甚右衛門の両人が責

任をもつて、ご普請をやるは

ります。

右の者と甚右衛門の両人が責

任をもつて、ご普請をやるは

ります。

## 国保コーナー

## 毎月国保の概要を紹介

国民健康保険では、社会保険などと同じく被保険者の疾病、負傷、出産（育児も含む）、死亡について保険給付を行なっていますが、年々医療費が上昇し、国保財政を圧迫、被保険者みなさまへ国保税の引上げという形で負担をおかけして

います。

疾病、負傷は偶発的なものであって、医療保険は、それらに備える保険制度ですから、なんら制約を受けるものではありませんが、なかには医療費のムダ使いと思われるようなケースも見受けられま

すので、被保険者みなさまがこの趣旨をよくご理解いただき、医療費のムダ使いをなくすようご協力をお願いします。

そこで、国民健康保険では毎月の医療費等についての概要をお知らせすることにしました。

## 4月分 国保の概要

加入世帯数 1,173 (加入率 62.23%)  
加入者 数 4,040 (" 47.12%)

	件 数	医療費総額	保険給付額 (7割分)	本人負担額 (3割分)	(内老人医療費 負担分)
入院	件 37	円 3,001,290	円 2,100,903	円 900,387	円 244,119
入院外	1,236	5,918,850	4,143,195	1,775,655	524,265
歯科	190	632,550	442,785	189,765	12,576
計	1,463	9,552,690	6,686,883	2,865,807	780,960

(受診医院数)

医科 85 (内6県外)  
歯科 33 (内2県外)  
計 118 (内8県外)

(日 数)

3,284日  
497  
3,781 (1日平均  
109人が受診)

その他の給付

助産費 2件 40,000円  
育児手当金 0〃 0円  
葬祭費 2〃 10,000円  
療養費払 0〃 0円

本人所得限度額(扶養親族のない場合)  
430,000円を  
500,000円に  
扶養義務者等〃 ( )  
4,710,000円を  
5,347,500円に

## 受給者証の更新

六月三十日までに手続きを

## 老人医療

七十歳以上のおとしより(ねたきり)人は六十五歳以上の医療費を無料とする老人医療費支給制度は、昨年一月一日開始以来一年半を迎えたが、現在各受給者に交付されている「受給者証」の有效期が六月三十日で切れますので、七月一日までに更新する必要があります。(七月一日からの診療は新受給者証でないと老人医療費が支給されず、医療費が無料となりません。)

受給者証の更新は、本制度の対象者が、本人および配偶者、扶養義務者等の所得が一定額(別に記載)以内のものと規定されていることから、毎年この所得を把握するために更新が行なわれているものです。

更新手続きは、更新申請書を町長へ提出し、所得額や加入健康保険の確認等の後、旧受給者証と引換えに新受給者証を交付することになります。

更新申請書の受付を二十四日、二十五日の両日、四会場で出張受けしましたが、都合でこの日に手続きされなかつた人は

お早めに町住民課で手続きをしてください。

手続きに必要なもの:  
①印鑑 ②健康保険証  
③旧受給者証  
◆受診には「健康  
保険証」と「受給  
者証」の両方を

ける場合、その保険給付による本人負担分(3割分)を公費で負担するものですので、必ず健康保険の被保険者証と受給者証の両方を持参してください。

社会保険加入者は、このほかに老人医療費請求書も必要です。

## 畜産経営の特別資金融資

昨年の秋から配合飼料の価格が異常に値上がりして畜産

経営が大きな危機にせまられました。このとき緊急の融資制度ができてこの危機を切りぬけられましたが、その後再び飼料が値上がりしました。

このため、第三次の緊急融資が次のとおりされました。このため、第三次の緊急融資が次のとおりされました。

○借入申込期日 7月31日まで  
○貸付期日 8月31日まで

畜種別 単位 貸付基準額  
豚 一頭 二千五百円  
肉用牛 一頭 八千円  
採卵鶏 百羽一万九千九百円  
アロイラー百羽一万五千三百円  
○借入金融機関

銀行、第三相互銀行です。  
各農業協同組合のほか五百  
くわしくは、それぞれの金  
融機関でお尋ねください。

この制度は受給者証の交付を受けた人が医療機関で保険診療を受

ける場合、その保険給付による本人負担分(3割分)を公費で負担するものですので、必ず健康保険の被保険者証と受給者証の両方を持参してください。





## マイホーム建設のお手伝い

住宅金融公庫で融資申込み受付け中

住宅金融公庫では次の要領で個人住宅建設資金の融資申込みを受け付けています。

お申込みは、九月三十日まで「住宅金融公庫業務取扱店」と表示してある金融機関へ。

構造と融資額及び返済期間

木造三一〇  
新築  
耐火四一〇  
万円18年以内  
簡易耐火四一〇  
万円25年以内  
耐火四一〇  
万円35年以内  
利年五、五%

融資額は十万円から百  
十万円まで、返済は十年  
以内、年利率は六、〇%  
くわしいことは、業務  
取扱金融機関にお問い合わせください。

## 年金証書は役場へ

(提出は六月三十日)

七十歳以上の人で福祉年金を受けている人や、六十七歳から六十九歳までの特別老齢給付金を受けている人は、六月中に年金証書を役場へ出していますが、今だに多くの人が提出されおりません。これ

は年金を受けている本人と配偶者、扶養義務者の昭和四十八年分の所得の状況によってます。年金から来年四月までの支出金額を記入するために出しています。ただくことになつておらず、証書を提出しないと九月期からの支払いが受けられま

められましたか。国民年金の保険料は、四・五・六月分については七月末までというように納期限が三ヶ月ごとに決められています。七月は保険料の納期限になります。保険料を何ヵ月も

一度確かめてください。納めたつもりであつても実は納め忘れがあつたという例が案外多いものですから、保険料は必ず納期限までに納めましょう。

なお、納め忘れた過去の未納保険料を特例的に特別納付する道が開かれておりますから、保険料の納付方法などとあわせて、くわしいことは、役場年金係へおたずねください。

## 国民年金の保険料は忘れず納めましょう

## お知らせ版



も滞納しますと、保険料の額が大きくなつて、一度に納めにくくなるのです。そればかりかこの保険料を納期限までに納めていませんと万一の事故にあったときには障害年金や母子年金などを受けることができない場合や、将来、老齢年金を受けることができないこともあります。

このような事故にあった後からあわてて保険料を納めても間に合いません。納め忘れの保険料がないかどうかもう一度確かめてください。納めたつもりであつても実は納め忘れがあつたという例が案外多いものですから、保険料は必ず納期限までに納めましょう。

せんから郵便局で五月期の支払を受けられた人は、六月中に必ず役場窓口まで持ってきてください。

## 心配ごと

## 相談

どんな心配ごとでもご相談ください。ご都合のある方は電話で開設中の相談所か、相談員の自宅へお気軽にご相談下さい。

相談は無料でひみつを守ります。

開設月日などは次のとおりです。

◇七月 午前九時から十二時まで 母子健康センター

午前九時から十二時まで 相談員は、御村藤三氏、

南出丑松氏、西井宣貞氏

があります。

◇七月十五日(月曜日) 午前九時から十二時まで 慶林寺(麻加江お寺)

担当相談員、南出丑松、

御村藤三、長谷川悌三の

各氏があります。

## 健康で明るい家庭を

伊勢保健所は、次の表のと

おり、健康相談に応じています。健康で明るい家庭づくりのためにもお気軽にお出かけください。

## 戸籍の窓

(おめでた)	(おくやみ)	子の氏名	父の名
（五月中に届出のもの）		牧田 竜一	和 康 和
		倉田 陽介	清 重 和
		辻井奈穂子	長男 長女
		山口 幸宏	麻加江
延	治	牧 立	栗 原
功	清	戸 岡	坂井幸太郎
長男	長女	下久具	小岸はづへ
麻加江		大西清三郎	
河村	釜谷	中奥 好三	
泰	十郎	石井さゆえ	
86	71	75	69
83	69	80	年齢
字名			
鮑 棚	棚	下久具	日 向
川 橋			

受付曜日	午前9時~11時	午後1時~2時
月	毎週月・一般健康相談 成人健康相談	
火	乳幼児相談 第1・2火 生後4ヶ月~7ヶ月 第4火 4ヶ月~4ヶ月 ツベルクリン反応実施 48時間後ツツ反判定B C G接種 前期離乳食指導 第5火 1年以上の幼児	第3火 股間節検診
木	毎週木・一般健康相談 結核健康相談	
金	第3金・精神衛生相談 第4金・乳児相談 7ヶ月~12ヶ月末満後期離乳食指導	